

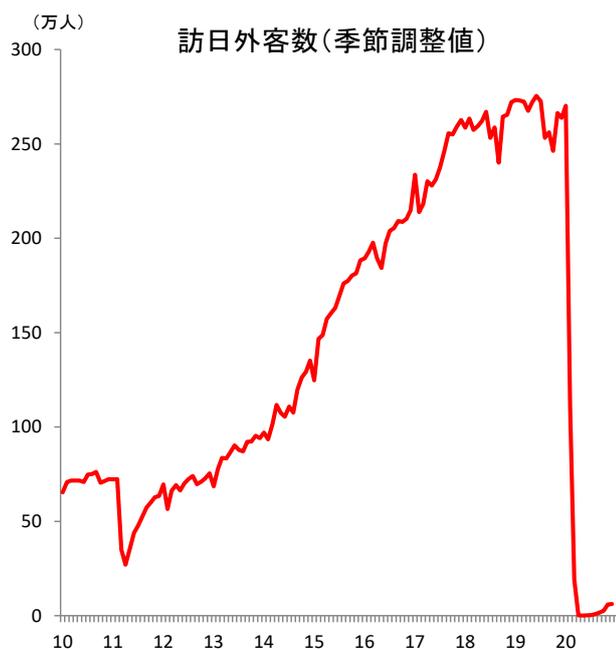
Economic Indicators

発表日: 2021年1月20日(水)

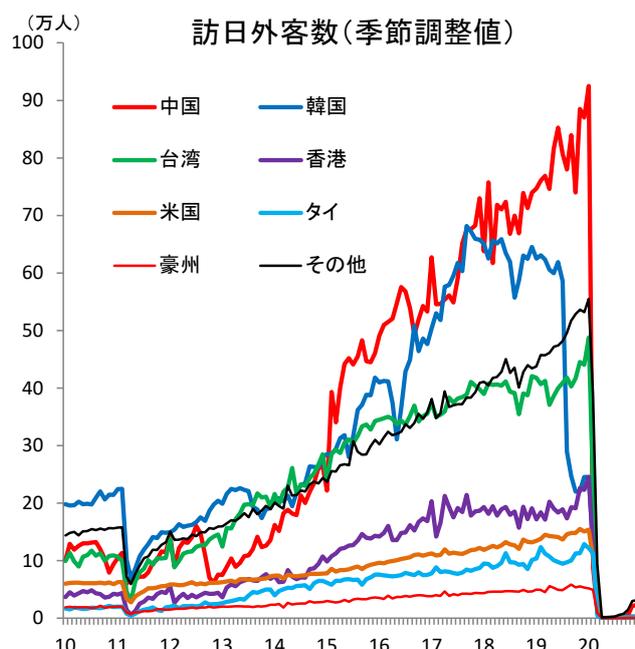
訪日外客数(2020年12月)

～2020年の訪日外客数は前年比▲87.1%の大幅減。入国全面停止によって、入国制限緩和は振り出しに～

第一生命経済研究所 調査研究本部 経済調査部
副主任エコノミスト 小池 理人 (TEL: 03-5221-4573)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」
(注) 季節調整は第一生命経済研究所



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」
(注) 季節調整は第一生命経済研究所

○訪日外客数は底這い圏での推移が続く

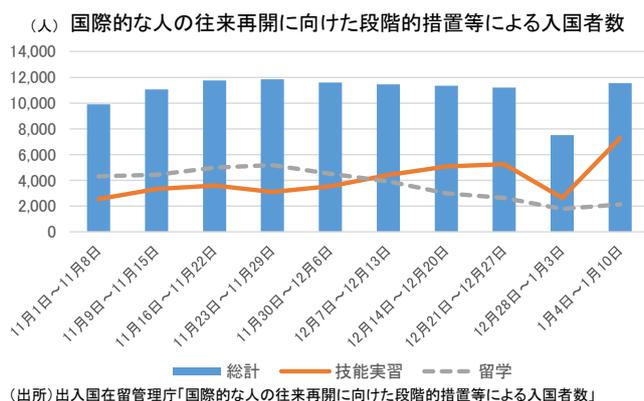
1月20日に日本政府観光局（JNTO）から発表された20年12月の訪日外客数は58,700人、前年比▲97.7%となった。季節調整値では前月比+2.7%の増加となった。特に、ベトナムについては、前年比▲48.7%（11月：同▲64.9%）と、前年比での減少幅を大きく縮小させている。11月1日からビジネストラックの運用が開始されたことに加え、ベトナムに対する感染症危険情報のレベル2への引き下げに伴って上陸拒否及び上陸時のPCR検査受信対象指定が解除されたことにより、技能実習生を中心に訪日客が増加したものとみられる。もっとも、訪日客数全体として見れば、ゼロ近辺での推移であることには変わりがなく、入国制限による訪日外客数の蒸発状態は続いている。

10月の暫定値¹をみると、訪日外客数全体27,386人に対して、その他客の占める割合が87.8%（24,038人）であることが明らかになった。その他客は、観光・商用目的を除く入国外国人で研修や留学目的などが含まれる項目であるが、その内訳は変化している。出入国在留管理庁が11月から公表している国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数をみると、11月時点では最も入国者数が多い項目であった留学による入国者数が徐々に減少していく中で、技能実習による入国者数

¹ 推計値発表後の2か月後に公表される数値であり、観光、商用、その他といった目的別の数値が明らかになる。

は、年末年始に入国者数の減少があったものの、入国停止となるまでは趨勢として増加傾向が続いた²。

2020年（暦年）の訪日外客数は、411万5,900人と前年比▲87.1%の大幅減となった。新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限により、訪日外客数はほぼ底這いの状態となっている。7月以降、入国制限が徐々に緩和されたことから、商用客を中心に緩やかながらも回復の動きがみられたが、訪日客数全体の88.6%（2019年）を占める観光客の入国が制限されていること、商用客についても待定期間等の制約が生じることから、全体としての回復は極めて限定的なものにとどまった。



○水際対策の強化を受けて、入国制限緩和は振り出しに

今後の訪日外客数の動向については、当面の間は蒸発状態が継続することが見込まれる。緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデントトラックの運用を停止するとされており、少なくとも緊急事態宣言の期間である2月7日までは入国制限が継続する。感染が収まらず、緊急事態宣言の期間が延長される場合には、入国制限緩和の進展は更に後ずれすることになるだろう。緊急事態解除宣言後も、直ちに元の緩和状況に戻ることは考えにくく、感染状況をみながら徐々に入国制限の緩和を進めていくことが見込まれる。訪日外客数の約9割を占める観光客についても、商用客の次のステップであるとの位置づけであることから、当面の間入国が緩和されることは難しいだろう。

入国制限の緩和状況

7月29日	タイ、ベトナムとの間でレジデントトラックの受付を開始。 入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者の再入国に向けた手続きを開始。
9月1日	在留資格を有する外国人の再入国を原則容認。
9月8日	マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾との間でレジデントトラック（※1）の受付を開始。
9月18日	シンガポールとの間でビジネストラック（※2）の受付を開始。
9月30日	シンガポールとの間でレジデントトラックの受付を開始。
10月8日	韓国との間でビジネストラック・レジデントトラックの受付を開始。 ブルネイとの間でレジデントトラックの受付を開始。
11月1日	ベトナムとの間でビジネストラックの受付を開始。
11月30日	中国との間でビジネストラック・レジデントトラックの受付を開始。
1月8日	緊急事態宣言の解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施。
1月13日	緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデントトラックの運用を停止。当分の間、全ての入国者に対し、当分の間、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にし得るほか、氏名や感染拡大の防止に資する情報等が公表され得る。

(※1) レジデントトラック

本件措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機は維持される、主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用のスキーム。

(※2) ビジネストラック

例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）、主に短期出張者用のスキーム。

² 本統計は、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数であり、同期間における全ての入国者数を示すものではなく、日本政府観光局（JNTO）が公表する訪日外客数と一致するものではない点には留意する必要がある。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。